

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

山崎建設株式会社  
福井県福井市江守中町第7号17番地

2. 指名停止措置期間

平成24年12月19日から平成25年3月18日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

山崎建設株式会社は、平成24年8月9日付け近畿中国森林管理局広島北部森林管理署長と契約した「宇遠木山国有林保安林整備事業」において、事業期間を延長したが、「現場代理人の常駐ができない」ことを理由に契約の解除を申出たことにより、平成24年11月19日契約解除に至った。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」の別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070